	現行の措置
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
九	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	情報通信業 放送業 ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章
十	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十一	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、初等教育、中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十二	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

イスラエル国の表

一	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	土地及び不動産に関する事項 内国民待遇（第二条） 外国の国民又は外国の国民が支配する企業による土地及び不動産に対する権利の取得は、イスラエル土地庁審議会が事前に承認することを条件とする。 イスラエル土地法（千九百六十年）
二	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	運輸業 空港及び港 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエル国（以下この表において「イスラエル」という。）は、空港及び港に関する措置（建設、地上取扱業務並びに空港及び港で提供し、又は運営するサービスを含むものとし、海運港湾当局法（二千四年）に規定する港湾開発資産会社、港湾会社及び承認された会社を国家の重要な利益に関する命令又は他のあらゆる制限に従わせるものを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 海運港湾当局法（二千四年） 港湾に関する政令（千九百七十一年） 海運及び港湾に関する命令（エイラート港湾株式会社における国家の重要な利益の公表）（二千十二年） 空港当局法（千九百七十七年）
三	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	運輸業 軽量鉄道 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、軽量鉄道に関する措置（軽量鉄道に関連する製造及びサービスを含む。）を採用し、又は維持する権利を留保する。 鉄道に関する政令（千九百七十二年）
四	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	運輸業 道路輸送補助サービス及び旅客運送 ＣＰＣ　七四四　道路輸送補助サービス ＣＰＣ　七一二一　その他の定期旅客運送 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条） イスラエルは、道路輸送補助サービス及び旅客運送に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この留保事項は、乗合用バス及びその部品の製造を含まない。
五	分野 小分野 産業分野 関連する義務 概要 現行の措置
	運輸業 内航海運業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） イスラエルは、内航海運業に関する措置であって、内国民待遇又は内航海運業に従事する船舶の船員の雇用に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 内航海運法（外国の海洋船舶に対する許可）（二千五年） 内航海運に関する政令（外国の海洋船舶に対する許可）（許可の申請）（二千十二年）
六	分野 小分野 産業分野
	人の健康、教育、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス